

## 学校法人誠広学園ガバナンス・コードの適合状況について

学校法人誠広学園ガバナンス・コード（令和3年3月24日制定）の適合状況に関する点検結果については次のとおりです。

ガバナンス・コードの項目	適合状況
<b>第1章 経営の安定性・継続性の確保</b> <b>1 経営と教学の連携・協力</b> (1) 教育目的の明示 (2) 学長等が法人及び理事と密接に関与	適合
<b>2 中長期的な計画策定と取り組み</b> (1) 経営改善計画(平成30年度～令和6年度)の策定 (2) 経営改善計画実現のための教職員全体の意見集約体制 (3) 直近の認証評価の結果を踏まえた中長期的計画の策定	適合 (次期中長期的計画は認証評価結果を踏まえる予定)
<b>3 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方</b> (1) 法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制 (2) 教職員等による法令、寄附行為、学則等の理解 (3) 教職員等からの通報・相談（公益通報）窓口等 (4) ハラスメント等防止のための規程及び体制	適合
<b>4 地域への貢献</b> 文部科学省、岐阜県や岐阜市等の地方自治体、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、保護者、卒業生、病院や福祉施設等の医療福祉関係機関、高等学校等との関係	適合
<b>第2章 自律的なガバナンス体制の確立</b> <b>1 理事会機能の充実</b> (1) 法人全体の運営に理事が参画 (2) 理事長による法人業務の総理 (3) 私立学校法及び寄附行為の定めによる理事選任	適合
<b>2 監事機能の充実</b> (1) 監事機能の実質化と適切な監査体制 (2) 私立学校法及び寄附行為の定めによる監事選任	適合
<b>3 評議員会機能の充実</b> (1) 諮問機関としての適切な運営	適合

<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 本学の充実発展のための諮問機関としての責務</li> <li>(3) 私立学校法及び寄附行為の定めによる評議員選任</li> </ul>	
<p>第3章 教学ガバナンスの充実</p> <p>1 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育目的、学習成果、3つのポリシーの周知</li> <li>(2) 自己点検・評価の充実、法令に基づく認証評価受審、評価結果をふまえた中期的計画の策定</li> </ul>	<p>適合</p> <p>(次期中長期的計画は認証評価結果を踏まえる予定)</p>
<p>2 学長のリーダーシップと教員組織の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学長のリーダーシップによる教育目的の達成</li> <li>(2) 学長の補佐体制、教授会等の教員組織の整備</li> </ul>	<p>適合</p>
<p>3 教職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) FD、SD等による教職員の資質向上</li> </ul>	<p>適合</p> <p>(FD、SD参加教職員は8割程度、参加割合を高めることが適当)</p>
<p>第4章 情報の公開と公表</p> <p>1 情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令に基づく情報公開</li> <li>(2) 寄附行為の閲覧</li> <li>(3) 法令に基づく情報公表</li> <li>(4) 設立時の財産目録</li> </ul>	<p>適合</p>
<p>2 情報の公表</p> <p>法令に基づく教育情報公表</p>	<p>適合</p>